裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成27年12月2日(水)午後2時20分から午後4時20分まで 場 所 青森地方裁判所大会議室(5階)

参加者等

司会者 草 野 真 人(青森地方裁判所長)

裁判官 鎌 倉 正 和(青森地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 外ノ池 和 弥 (青森地方検察庁次席検事)

弁護士 保土澤 史 教(青森県弁護士会弁護士)

裁判員経験者1番(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番(以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番(以下「8番」と略記)

【議事要旨】

1 趣旨説明,自己紹介

(司会者)

ただいまから,裁判員経験者の意見交換会を始めます。私は,本日の司会 を務めます青森地方裁判所長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

裁判員裁判制度も制度開始以来7年目に入り、この間、当庁におきまして も約70件の裁判員裁判に対して約590人の裁判員・補充裁判員の方々に 御参加いただきました。その中で、本日は、平成25、26年度に事実や責 任能力に争いがある事件を担当された8人の裁判員・補充裁判員経験者の方 をお招きしております。 さて、本日の意見交換会を開催する趣旨としましては、大きく二つあります。まず1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様に、直接経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただくことに繋げようということです。

本日の意見交換会では、審理の在り方について、御自身の経験を基に、裁判員としての率直な御感想や御意見を伺うとともに、現在の運用、あるいは検討中の運用につきまして、担当された事件での運用と比較して、その是非などに関する御意見を頂ければと思っております。

ここで法曹関係者3人の方々から簡単に自己紹介をお願いいたします。

(検察官)

青森地方検察庁次席検事の外ノ池です。私は実際に捜査や公判は担当しておりませんが、青森管内の全検察官の捜査や公判の指導をしております。青森の裁判員裁判をより適切なものにしていくためにも本日は貴重な御意見をお聞きしたいと思っております。

(弁護士)

青森県弁護士会の保土澤です。十和田市で弁護士事務所を経営しております。裁判員裁判は多くはないものの経験はあります。今後も裁判員裁判をより良いものとしていきたいと思っております。本日は貴重な機会を頂いたことに感謝しております。

(裁判官)

裁判所の鎌倉です。刑事部の部総括裁判官をしております。着任しました のが昨年の4月ですので、全ての方ではないですが、多くの経験者の方々と 再会できてうれしく思っております。本日はよろしくお願いいたします。

2 裁判員経験者等の紹介

(司会者)

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様からお話を伺う前に、 私の方から、皆様が担当された事件や争いとなった点について、簡単に紹介 いたします。

まず1番の方が担当された事件は、被告人が、同じアパートに住む女性を 強姦しようとして起こした、住居侵入、わいせつ略取、強姦致傷被告事件で す。わいせつ略取罪におけるわいせつ目的の有無及び犯行当時に被告人が心 神耗弱の状態にあったか否かが争いになりました。

次に2番の方が担当された事件は、傷害致死被告事件で、団体の構成員であった被告人ら4人が共謀の上、同じ団体の構成員であった被害者に対し、殴る蹴るなどの暴行を加え、背中等にライターオイルをかけて火をつけるなどし、多発性外傷を負わせ、多臓器不全により死亡させたというものでした。この事件は、被告人3人が一緒に審理されていたのですが、その内の一人について犯行開始時に共謀が成立していたか否かということが争いになりました。

次に3番の方が担当された事件は、被告人が金銭を強奪するため、包丁を持って信用金庫に押し入った、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件でした。この事件では、犯行当時の被告人の責任能力の有無及び程度が争いになりました。

次に4番と5番の方ですが、同じ事件を担当されております。被告人が、インターネットサイトを通じて知り合った被害者に暴行を加えて金品を強取し、更に強姦した、強盗強姦被告事件でした。この事件では、いくつか争点がありましたが、主なものは、姦淫行為の有無や暴行の有無などでした。

次に6番の方が担当された事件は、殺人、詐欺被告事件で、被告人が、平成14年4月頃、当時の被告人方において、殺意を持って、夫の頸部をひも様のもので締め付けて殺害したというものと、夫の死亡に関して死亡共済金などの名目で現金をだまし取ったというものでした。この事件では、殺人事件について、被告人が被害者に頼まれることなく被害者を殺害したといえるかが争いとなりました。

次に7番の方が担当された事件は、被告人が、近所の空き家や住宅に放火 したが、住宅については未遂に終わったという、非現住建造物等放火、現住 建造物等放火未遂被告事件でした。犯行当時、精神の障害により被告人の責 任能力がどの程度低下していたといえるかという点が争いになりました。 次に8番の方が担当された事件は、近隣トラブルに端を発した住居侵入、殺人被告事件で、被告人が、被害者を殺害する目的で被害者方に侵入し、殺意を持って、被害者の腹部を包丁で1回突き刺し、よって、同人を肝損傷による出血性ショックにより死亡させたというものでした。この事件では、被告人が危険な犯行に及んだ経緯について、被害者の言動や被告人の精神状態などの検討を踏まえた上で、どの程度非難できるかが争いになりました。

3 審理について

(1) 冒頭陳述

(司会者)

それでは、最初の話題事項である冒頭陳述について意見交換をしていきた いと思います。

ところで、今回お集まり頂いた方々のうち古い方の事件に参加された方ですと、実際に事件を担当されてから2年以上が過ぎております。その間、裁判所のみならず、検察官や弁護士も、裁判員裁判の際に皆様から伺った意見などを参考に、話合いを重ねて、様々な点について運用の改善を進めてまいりました。その一つに思わせぶり冒頭陳述というものがあります。これについて、皆様が担当された事件での冒頭陳述と比較して、御意見を伺おうと思うのですが、まずは裁判所から、思わせぶり冒頭陳述とはどういうものかなどを紹介してもらおうと思います。

(裁判官)

本来であれば、この思わせぶり冒頭陳述という運用を考えた検察庁から紹介していただくべきではありますが、便宜、私から紹介いたします。まず、審理では、その冒頭に、検察官と弁護人が、どのような事件であったのかなど、これから証明しようとする事項について話をする冒頭陳述というものがあります。思わせぶり冒頭陳述というのは、従来と異なり、冒頭陳述ではあえて全ての事実を述べずに、証拠調べで着目していただきたいポイントのみを述べるというものです。思わせぶりに話すところから、思わせぶり冒頭陳述と呼ばれています。イメージを持っていただくために、皆様には、裁判所で模擬裁判の記録を基に作成したサンプルをお渡ししてありますので、そちらも御覧ください(注 サンプルについては掲載省略)。

なお、青森では、平成27年6月の現住建造物等放火などの事件で行われております。また、検察官だけが思わせぶり冒頭陳述をしても、その後、弁護人が詳しく事実を述べたのでは効果が半減してしまいますので、検察官が思わせぶり冒頭陳述をされる場合には、弁護人にも思わせぶり冒頭陳述をしていただけるようお願いしているところです。

(検察官)

冒頭陳述は、検察官にとって今後の立証予定を示す重要な機会ですが、ここで余りに多くのことを述べても裁判員の方々になかなか理解していただけないということで、思わせぶりと言ったり映画の予告編などという表現をして、ポイントを絞った冒頭陳述を行うようになったものです。

(司会者)

皆様,御自分が担当された際の冒頭陳述と比べまして,どのような印象を 抱かれたでしょうか。

(6番)

最初から要点がまとめられていて、注目してほしい部分も明らかになって いる方が集中しやすいと思いますし、いきなり証拠を並べられるよりも分か りやすいと思います。

(3番)

違う考え方が出てきて結構だと思いました。

(1番)

あっさりしているので、これだけで大丈夫かと思う一方で、最初から思い込 みを持ってしまう危険を防げるかもしれないと思いました。

(裁判官)

先ほど、あえて思わせぶり冒頭陳述を導入した理由を申し上げなかったのですが、一つは、従来のものですと、冒頭陳述、証拠調べ、論告・弁論と、3回も同じ話を裁判員に聴いていただくことになってしまい、その結果、裁判員が、最も大切な証拠調べを興味を持って聴いていただくことができなくなっているのではないかというものでした。先ほどの6番さんのおっしゃるのは、こういうことかと思いました。他方、1番さんがおっしゃるとおり、懸念とすると、審理のポイントが分かりにくくなってしまうのではないかと

いうことがありましたが、やはりそうなのかなと思いました。

この冒頭陳述を読まれて、事件の全体像はつかめましたでしょうか。

(8番)

分かりやすいとは思いますが、軽いかなとも思います。人間なので、その時持っている感情があって、検察官が見るとこうなのかな、弁護人が見るとそうなのかなと思っています。裁判員自身がいかにして中立の意見を持てるのかが大事だと思います。全体的に流れがぼやっとしているとも感じます。

(7番)

最初にたくさんのことを聴くと、その後何を聴いても分からなくなってしまいます。法廷ではメモを取りましたが、これが何に役立つんだろうと思ってしまいました。今日示された冒頭陳述だと今後何を見てほしいのかというのが分かるし、それに向けて何の情報を取ればいいのかが分かると思います。

(5番)

文章だけだと想像できない部分がありました。7番の方と同じで、検察官と 弁護人の話を聞いて、私もメモを取るようにしましたが、どこに何が書いてい るか分からない部分があって、難しかったなと思います。

(司会者)

同じ話が3回出てくるので、ちょっと新鮮な気持ちで聴けないというのはありましたか。

(4番)

確かに何度も同じ話を聞かされるのは無駄な時間だとか、そこは言わなくてもいいのではないかと思ったことはありました。思わせぶり冒頭陳述は、簡略な記載だし、着目すべき点も記載されているので分かりやすいですが、簡単過ぎるという気もします。もう少し説明があってもいいのではないかと思いました。

先入観は持ちませんが、どういうふうに起こったのだろうと想像してしま うので、フラットな気持ちでいられるだろうかとも思います。

(検察官)

様々な御意見を聴くことができましたので、これらを踏まえて工夫してい かなければならないという思いを強くしました。 裁判員の方々に興味を持って証拠調べに集中してほしいという意図で行っていることなので、今後も注目してもらいたいポイントを提示したいと思っています。今回裁判所で作成された冒頭陳述のサンプルは、時系列が一切出てこない形で作成されているので、ここまでやると、やはり時系列の方がいいと思う裁判員の方もいらっしゃるのではないかと思います。やはり事件に応じて工夫することが必要だと思いました。

(1番)

予告編という表現の方がいいのではないかと思います。思わせぶりという 表現を使うと、変な想像をしてしまうし、重要な事件なのに簡単な事件だと いう印象を持つ危険性があるのではないかと感じました。

(弁護士)

経験者の方々のお話を聞いて、非常に参考になりました。私自身、現在思わせぶり冒頭陳述について試行錯誤をしているところです。弁護人としては、検察官にストーリーを語られたら、こちらもストーリーを提供しようと考えるので、それをどこまで詳しくするのか、裁判員経験者の方々の御意見を参考に考えていきたいと思います。

(2) 証人尋問

(司会者)

それでは、次に証人尋問や被告人質問に関してお話を伺いたいと思います。 以前は、多くの事件で、証拠の中心は、警察官や検察官が関係者を取り調べた 調書でした。ですが、裁判員制度が導入されたことをきっかけとして、本来あ るべき運用、つまり関係者から直接話を聴いて判断しようということになって きまして、証人尋問が行われることが多くなってきました。また、被告人質問 の在り方も、弁護人から犯行状況等についても聴いてもらうといったように変 わりました。これから、様々な証人尋問の方法などについて分かりやすいかど うかなどを伺っていきたいのですが、その前に、ここで問題にしている「分か りやすさ」というのはどういうものかについて、お話をしておきます。いろい ろな定義ができるとは思うのですが、ここでは、証人尋問や被告人質問の内容 がよく分かって、しっかり記憶にとどめることができたか、また、実際に証人 尋問、被告人質問の結果を踏まえて評議で自分の意見を言うことができるもの となっていたかということを考えていただき、これがいずれも、そのように言えると思われるのであれば、「分かりやすい」ものであったとすることにします。特に、弁護人の主張については、なぜこの事件でこのような主張をするのか分からない、自分としては賛成できない、共感できないというような意味で、「分かりにくい」と思われたこともあるかもしれませんが、それはここで問題にしようとしている「分かりやすさ」とは違いますので、御理解いただければと思います。

では、その前提で、皆様に伺いますが、証人尋問や被告人質問で、分かりにくかったという感想を持たれた方はいらっしゃいますか。特に、1番、3番、7番の方が担当された事件では、捜査段階で被告人の精神状態などを鑑定された医師が証人として出てこられたと思います。こうした証人は、元々の証言内容が専門的であるので難しいことが多いのですが、先ほど述べた、「分かりやすさ」という点からはいかがだったでしょうか。

(3番)

私は, 医師の証言を聴いてよく理解したつもりです。

(7番)

自分の職業柄,医師の証言でもそれなりに頭に入ってきましたし,参考になったので,聞いて良かったと思いました。でもそういう職業の人でなかったら,難しかったのではないかとも思いました。

(司会者)

皆様が担当された事件の証人尋問や被告人質問について,感想を伺ったところで,尋問や質問の方法について,皆様からの御意見を伺えればと思います。 先ほども申し上げましたとおり,証人尋問や被告人質問が審理の中心になってきたのは,裁判員制度が導入されてからでして,我々としては,より分かりやすい尋問や質問とするべく工夫を重ねてきております。そこで,これから,そうした工夫について,皆様が「分かりやすさ」の観点から,どのように思われるのかということを伺っていきたいと思います。

まず、皆様が担当された事件は、先ほど紹介したとおり、いずれも争いがある事件でした。当然ですが、分かりやすい審理となるためには、証人尋問や被告人質問がその争いがある点、争点に絞って行われる必要があります。そのた

めに、裁判の前に争点を整理する手続で、裁判官、検察官、弁護人で話し合って、どこが争点なのかということについて、共通認識を作っています。尋問方法の工夫ではありませんけれども、まずは、皆様が担当された事件では、尋問は争点に絞られていたでしょうか。それとも、どのように争点に関係するのかよく分からなかったり、関係が薄い尋問があったということがありましたでしょうか。御記憶があれば、そのような尋問の具体例も挙げてください。

(8番)

2人の証人の証言を聞きましたが、疑問に思ったのは、証人とはどうやって 選ばれているのかということです。もし加害者と被害者がいて、どちらかと近 所の人が証人になった場合に果たして公平な証言ができるのかとも思いまし た。

(裁判官)

8番の方が担当された事件の証人の場合は、検察官が証人請求をして、裁判 所がそれを採用したケースだと思います。この場合、検察官は自分が証明した いと思っている事実を裏付けるために必要な証人を申請するわけです。

証人が被害者と近所であれば全く証言してもらうことができないのかといえばそうではなく、そういう関係性を前提として、その証言の信用性を判断すればいいということになります。

(司会者)

尋問は争点とずれることはありませんでしたか。

(8番)

尋問は適切だったと思います。

(1番)

我々は素人ですから、いろいろと揺れ動くわけです。しかし、裁判官は常に争点はここですと言ってずれないことをアドバイスしてくれました。これがすごいと思いました。裁判はこのようにきちんとやられているんだなと思いました。

(6番)

事件がかなり昔のことでしたので、時間が経過してからの証言が多かった と思います。検察官は、ここを聞き出したいという点をしっかり聞いていて 的確だったと思いますが、弁護人はちょっと変なことばかり聞いていたという印象です。具体的には同じことに固執して尋問を繰り返していたのですが、 そこは論点じゃないのにとあきれたことがありました。尋問するときは、主軸を定めて、ビシッと聞いてビシッと終えてほしいと思いました。

(2番)

特におかしいと思った尋問はありませんでした。

(司会者)

次に、尋問に関する工夫について伺います。争点との関係で分かりやすくするためには、時系列で聞いた方がよいでしょうか、それとも単刀直入に争点に関連する事柄から聞いていった方がよいでしょうか。抽象的な回答でも結構ですし、皆様が担当された事件では、いずれかの順番で聞かれたけれども、それは分かりやすかった、あるいは分かりにくかったというのでも構いません。

(4番)

時系列で聞いてもらった方が分かりやすいかどうかについては、事件の内容によって異なると思います。私が担当した事件では、双方の言い分を照らし合わせるために時系列で尋問が行われたのですが、分かりやすかったと思います。

(司会者)

被告人や証人が、公判廷において、捜査段階に作成された調書と異なる供述をした場合、検察官や弁護人は、捜査段階では公判廷と異なる供述をしていなかったかと確認した上で、そうであれば、なぜそのように異なる供述をしていたのかという質問をすることがあります。皆様のうちの何人かの方々は、御自身の事件でもそういう質問を聞かれたのではないかと思いますが、どのように思われたでしょうか。これは、その証人や被告人が供述していることが果たして信用できるのかどうかということを吟味するために行われているのですが、こうした意図は伝わりましたでしょうか。

(6番)

私の事件では、検察官から証人の供述調書が時系列で出されていたのですが、供述がころころ変わっていました。それをどんな気持ちで言っていたの

か知りたかったので、確認してもらったのは有り難かったです。証人の供述 を直接聞いて信用するかどうか判断するということがあるので、吟味のため の質問があって良かったと思います。

(2番)

私の事件では、被告人が3人いて、主犯の証人尋問の際にそのような質問がありました。なぜ毎回違う供述をするのか、前はこう言っていましたねという質問の繰り返しでした。この質問があって、その信用性について判断することができました。

(司会者)

最後に、証人尋問や被告人質問に限らず、証拠調べ全般について、分かりやすいものとなっていたかどうかということをお聞かせ願えればと思います。証拠の読み上げが長かった、あるいは現場の状況が分かりにくかったなど何でも結構です。

(6番)

裁判の進め方として、まず証人尋問を行ってから被告人質問が行われるようですが、先に証人尋問で聞いたことについて被告人質問でも聞いたのですが、その際に被告人が新しいことを話したものですから、そのことをもう一度証人に確認したいと思ったのですが、できなかったのが歯がゆかったです。せめてもう一度この答えについて確認する機会があればと思いました。

(裁判官)

そのような場合には、必要と判断すれば、もう一度証人に聞くこともないわけではないですが、証人の都合もあってできない場合もあります。次善の策としては、そのようなことが予想されるときは、あらかじめ証人の方に残っていただくこともあろうかと思います。6番の方の事件の時は、確かにそのようなことがありましたので、争点を整理する段階で、あらかじめ被告人や弁護人の主張を明らかにしておいてもらうべきだったと思います。

(7番)

私は,何日も前のことを証人等に聞く意味が本当にあるのか疑問に思いました。

(5番)

審理中は、携帯電話が見つかっていないことがずっと引っかかっていました。見つかっていれば、もっと詳しく事実関係が分かったのではないかと思いました。

(3) 論告・弁論

(司会者)

それでは、また話が変わりまして、今度は証拠調べが終わった後に検察官、 弁護人が争点に対する考えや被告人に対する求刑などを述べる論告・弁論について何います。まず、皆様、論告・弁論を聴いて、争点について、検察官や弁 護人がどのような筋道で考え、そうした結論に至っているかというのは分かり ましたでしょうか。

よく分かったという方は挙手を願います。

それでは挙手のなかった1番の方はどのように思われましたか。

(1番)

弁護人も自分の論法で話していくし、検察官も自分たちの主張をいかに通 すかという目的で進んでいって、お互いに頑張っているわけですから、素人で ある我々には、よく分からないということはあろうかと思います。

(司会者)

検察官、弁護人の論理の運び方も理解できなかったということですか。

(1番)

それぞれの運びは理解できたのですが、ただ、それが判断する私たちにとって参考になったかどうかは疑問でした。

(司会者)

極端過ぎたということですか。

(1番)

例えば、責任能力という点においても、弁護人側は責任能力は薄い、検察側はあると主張するのは普通だと思います。その論理の中で我々が判断するわけですが、裁判官が整理してくれるので、自分たちの判断はつきましたが、 双方の論理の通し方は一つの道が決まっているのかなという印象でした。

(司会者)

次に、被告人をどのくらいの刑にするかという量刑を決める上で、どのよう

な論告・弁論であれば参考になるのかということを考えるために, いくつか質問をさせていただきたいと考えております。その前に, 量刑評議の在り方や論告・弁論で検討している工夫について, 裁判所から説明をお願いします。

(裁判官)

まず、皆様が経験されましたように、量刑評議においては、犯罪に及んだ動 機, それから犯罪のやり方ですとか結果などが似ているものを集めた類型, こ れを社会的類型と言いますけれども,これを前提にして議論を進めます。社会 的類型というのは、例えば、殺人であれば、心中を図ったものとか、介護の苦 労から殺人を犯したものということになります。こうした社会的類型の中で, 被告人の行為がどの程度危険であったか、結果がどの程度重かったのか、さら には,被告人が犯罪に及んだことをどの程度非難できるのかなどといったこと を考えながら、その事案が軽い方なのか、それとも重い方なのかという位置付 けを議論していくことになります。そして, その位置付けが決まった後で, 被 告人が反省しているとか,家族が更生に協力してくれるなどといった事情を考 慮して,最終的に被告人の量刑を決めています。量刑評議は,大まかに言うと このような流れで進んでいきますので, 論告や弁論でも, 社会的類型における 位置付けに触れていただく方がよいのではないかと考えているところです。こ ちらも、思わせぶり冒頭陳述と同様、イメージを持っていただくために、皆様 には,裁判所で模擬裁判の記録を基に作成したサンプルをお渡ししてあります ので、そちらも御覧ください。ただ、具体的な事件でここまで検察官、弁護人 から位置付けに触れたものを提出していただいた事例はないと思いますので、 あくまでもサンプルということです(注 サンプルについては掲載省略)。

(司会者)

それでは、伺いますが、その事件の位置付けについて、論告や弁論で、検察官や弁護人から、自分たちとしてはこのように考えるという主張がされた方が、皆様としては判断しやすいとお考えでしょうか。聞くところによりますと、検察官は、最近では論告でそのような位置付けを述べることが多いのに対して、弁護人は、この後にも述べますとおり、懲役何年が相当ですという意見を言わないこととも関係しまして、こうした位置づけについても述べることが少ないようです。それぞれ担当した事件での経験を踏まえまして、御意見を伺えれば

と思います。

(8番)

私が担当した事件のときは、検察官の意見よりも、評議の際に見せてもらった量刑検索システムのデータが非常に参考になりました。

(3番)

8番の方と同じです。

(5番)

量刑検索システムの表を使った評議は分かりやすかったです。素人なので、 そういう基準があると分かりやすいなと思いました。

(司会者)

検察官や弁護人の論告・弁論はどうでしたか。

(2番)

良いか悪いかは別として、こういうやり方なんだろうなという印象しかないです。分かりやすいのは、今回配られたサンプルの方が分かりやすいです。

(司会者)

検察官は、おおよそサンプルのような論告をすることが多いのでしょうか。

(検察官)

検察官は社会的類型を意識して論告するようにしています。今回のサンプルは、ほぼ位置付けしか書いていないような形式なので、検察官の立場とは違うところがありますが、ここまでではないにしても、位置付けを意識した論告を行わないと説得力がないと思っているところです。

(司会者)

弁護人はどのようにお考えでしょうか。

(弁護士)

私個人としては、社会的類型については、これまでは入念な検討ができていなかったので、積極的な量刑意見を出せていたかというと、非常に曖昧な意見になっていたと思います。今の方針としては、十分有用な場合には当然使って説明する必要があるだろうと思っています。

量刑意見については、例えば3年の意見を出して2年の結果だったらどうするかとか、逆に2年と言って弁護人としての常識を疑われたらどうしようなど

と考えるときもあって、これまでは消極でした。今は少し変わって、無罪のと きは無罪と主張するわけですから、同様に量刑意見についても、ある程度説得 的な理由を付けてやった方がいいだろうなと少し変わってきている状況です。

(裁判官)

検察官や弁護人に位置付けについて述べてもらった方がいいと思うのは、 評議の際に裁判員から弁護人としてはどの辺に位置付けるのですかねと聞か れたときには、裁判官としては分からないとしか答えられないわけです。

位置付けについて議論するに当たって、検察官はここです、そして弁護人は ここです、それでは、我々はここですという方が議論しやすいということです。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、本日の締めくくりに当たり、皆様からお一人ずつこれから裁判員になられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。よろしければ、裁判員を経験する前の裁判員裁判の印象(やりたいと思っていたか)と、経験した後の感想等(裁判員裁判に参加してよかったか)といった点についてもお聞かせいただければと思います。

(1番)

選ばれたときは、どうしようかなと思ったのですが、判断するときに争点を 決めて、いろんなものを示して、私たちの判断を聴いて、自分たちの判断とす り合わせてと気の遠くなるような仕事を裁判官はやっているのだと、それが分 かっただけで良かったと思いました。裁判は信用できるんだな、すばらしい裁 判なんだなという思いを持てる経験でした。多くの方々にこの経験をしてほし いと思いました。

(2番)

裁判員を経験して思ったことは、経験してから裁判に関する興味や関心が強くなったということです。もちろん検察官や弁護人も頑張っているのですが、裁判官3人は、こんなに真面目に真剣に取り組んでいるんだなと思い、安心もしました。日本も捨てたものじゃないなと感じました。これから裁判員になる方々には、不安に思っても、安心して身を任せてほしい、経験した方が自分のためにもなるし、良いのではないかと伝えたいです。

(3番)

判断するのは自分一人ではないので、選ばれたら積極的に参加してもらいたいと思います。

(4番)

選ばれる前は、選ばれたら、ずっと眉間にしわを寄せて難しく考えなければならないのではないかと思っていました。実際には、裁判官の方々がすごく分かりやすく教えてくれますし、他の裁判員の方々とも和気あいあいと話し合えて、思ったより気楽に考えていいのかなと思いました。皆さんサポートしてくれるし、選ばれたら是非積極的に参加していいのではないかと思います。参加して良かったです。

(5番)

選ばれないように選ばれないようにと思って裁判所に来たのですが、最終的に選ばれてしまって正直へこみました。殺人とかじゃないからまだいいかなと思いながら裁判員裁判に参加したのですが、他の裁判員の方々も良い人たちばかりで、過ごしやすかったです。裁判官のフォローもあったし、気を遣ってくれたので、これから選ばれた方は、家の都合等がなければ、是非参加していただければ、いい経験になると思います。

(6番)

最近インターネットを見る機会が多いのですが、裁判員裁判はなくてもいいとか、裁判は司法関係者だけでやればいいという意見に触れることがあります。実際に参加した人間からすれば、たとえ高裁で判断が覆ることがあったとしても、被告人に対して、あなたは一般人からは、こう見られているんだよというメッセージを投げられるんだと思います。例えば高裁で裁判員裁判の量刑が減軽されたとしても、「一般人からすれば、もっときつい判断なんだよ」というメッセージにはなるので、それはそれでいいんだと思います。

これから裁判員になる人に対しては,自分の意見を出すのが苦手な人もいる と思うのですが,そのとき疑問に思ったことを怖じ気づいてしゃべらないより も,しゃべった方が後悔がないということを伝えたいと思います。

(7番)

裁判員をやるに当たってプレッシャーはなかったかと聞かれることはあり

ますが、プレッシャーはなかったです。自分なりに考えて考えて、みんなで 議論して結論を出したという達成感はありました。裁判員を務めた後は、ニュースで裁判を見るようになりましたし、「あっ、この裁判官一緒に裁判やった人だ」と思ったりして、ちょっと楽しかったりします。良い経験になったと思います。

(8番)

私の事件はメンタル面で大変な事件だったのですが、裁判官の皆さんが気を遣ってくれて、あえて休憩の際にその話にならないように気遣ってくれたことに感謝しています。

これから裁判員になられる方々へのメッセージとしては、私が裁判員を務められたのは、事業所の理解があったというのが大きかったのですが、身近な人に対しては、可能な限り是非参加するように言いたいと思います。

今回の事件を通じて、何であの人たちは、加害者と被害者になってしまった のだろうと考えました。地域がしっかりしなければ加害者も被害者も両方被害 者なんだなと、この事案を経験したお陰で、そういう物の見方ができるように なりました。ありがとうございました。

5 法曹関係者からの感想

(司会者)

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いして、意見交換の部を終了したいと思います。

(検察官)

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。特に冒頭陳述に 関する最近の試みについては、一つ一つ納得できる御意見を頂いたと思いま す。今後の工夫に生かしたいと思います。

証人尋問,被告人質問の発問能力の向上,論告・求刑の根拠の説明も更に説得的なものにしていく必要があると思いました。

裁判員裁判も6年が経過して工夫し続けていまして,少しずつ進化している と思っています。今後も貴重な御意見を参考にしながら頑張っていきたいと思 います。本日はありがとうございました。

(弁護士)

本当に貴重な御意見を頂きました。中には弁護士として耳の痛い御意見もありましたが、それも含めて弁護人の技術不足を、自戒を込めて感じているところです。少なくとも個人の弁護士で常に研鑽を怠らないようにすべきだと強く感じました。本日は貴重な御意見ありがとうございました。

(裁判官)

ありがとうございました。貴重な御意見を頂きました。

裁判員裁判は、まだまだ未だ始まったばかりですので、いろんな試行錯誤を して進めていくしかないのだと思っています。本日伺ったことを参考にしなが ら更に進化させることができればと思っています。皆様からのメッセージとし て、裁判員として裁判に参加してくださいと言っていただいたことが非常にう れしかったです。それを励みに頑張ろうと思います。

6 報道機関からの質問

(司会者)

記者の皆様から、何か御質問がありましたらお願いします。質問の際には 社名とお名前をお願いします。

(A社)

裁判が終わってから,又は審理の途中で心理的につらいと思う場面はありませんでしたか。

(2番)

つらかったかと言われれば、つらいこともありました。裁判の内容に関してはこれはもう仕方がないなと思ってやっていたので、その点についてはつらいとは思いませんでした。ただ、裁判官と同じ一票を投じて量刑を判断しなければならないという点については、心理的な負担はあったと思います。素人にそこまでやらせていいのかということは疑問に思いましたし、今でもそう思います。

(6番)

裁判の内容等については、つらいと思った事はありませんでした。一緒に 裁判員を務めた方々と同じ話をして、同じ仲間という感じで、心の支えがあ ったので、そういう点ではつらいということはなかったです。ただ、勤務状 況でつらかっただけです。

(4番)

私たちの事件は、殺人事件でもなかったので、あまり不安だとかつらいだと かということはありませんでした。

(3番)

私の担当した事件は、若い人が犯罪者になった事件で、残された家族には 小さな子供たちがいました。その残された家族がかわいそうだなと思いまし た。

(司会者)

残酷な写真を見ることになった事件などはあったのでしょうか。

(裁判官)

そのような写真を証拠として使わないことについて配慮はしていますが、必要性があって見ていただいた事件もあります。そこは負担に思った方もいらっしゃるかもしれません。6番の方は遺体の写真を見ていただいたと思いますから、負担だったのではないかと思います。2番の方については、私は担当していませんでしたが、かなり厳しい写真を見ていただいたのではないかと思います。

(司会者)

厳しかったですか。

(2番)

はい。

(B社)

裁判を終えてから,周りの方に経験を話す機会はどういう場面なのか,更に, 日常生活で守秘義務が頭をよぎることはあるのか,あるとすれば,どういう場面なのかについてお聞きしたいと思います。

(1番)

家内以外には話をしていません。家内には、裁判が終わってから、こういう 裁判だよということは話しました。あとは一切今でも誰にも話していません。 職場では当然休みをもらわなければならないですから、こういうことで行って きますと説明しています。その際は、「お気の毒に」と言われました。私は勉 強になると思っていたので、そのようには思わなかったのですが、皆さんは、 そういう意識だったようです。

(2番)

守秘義務に該当するのかどうかという境界がどの辺なのかについては判断 できないので、極力話さないようにしていました。

(3番)

1回もありません。

(4番)

仕事を休んできていたので、もう一人の同僚にはこういうことで休むと言ったらいろいろ聞かれました。細かくは言いませんが、こういう感じ、こういう雰囲気など差し支えない範囲では話しました。家族にも話しました。守秘義務については、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などには書かないようにするとか、そういうことに気をつけています。

(5番)

会社を休んで裁判に参加したので、事務の人と上司には裁判員裁判のために休むと言いました。出勤簿に裁判員休暇と書かれていたので、みんなにばれてしまいました。出勤したらみんなに聞かれたのですが、「新聞見れば分かるよ」と言いました。次の日、新聞を読んだ同僚からは「大変だったね」と言われました。

(6番)

職場には仕事を休むときに報告したので、そこから知られました。事件の内容は、基本的にニュースや新聞に出ていますし、裁判期間中は、泊まりがけで裁判に参加したので、家の人とも接触しませんでした。友人とは話す機会はありましたが、あまり聞いてきませんでしたので、裁判のことを話す機会はありませんでした。裁判の期間の合間に職場に戻るのですが、そのときには新聞やテレビで内容を知られていたので、しゃべる機会もなくて楽だなと思いました。

(7番)

私も,みんなニュースや新聞で見ているので,内容についてはそれほど聞かれませんでした。むしろ,みんなが気にしていたのは,どういうふうに選ばれ

るのかということや雰囲気などでした。

(8番)

私も会社を休むときに話しましたが、それだけで、それ以上聞かれることは ありませんでした。

こういうことを経験すると大変なことに参加したのだという気になって,言う気になりませんでした。守秘義務については,仕事の関係上もあることなので,気になりません。

(C社)

仕事をしながら裁判員を務めることで、大変だったのはどのようなことですか。

(6番)

サービス業をしていて休日は不定休だったことから,平日は裁判所に行き,休日は職場という感じだったので,休みがありませんでした。裁判所で精神的に疲れて,職場で肉体的に疲れるという状態だったので大変でした。

サービス業の方は裁判期間前に1回休みを取った方がいいと思います。

(5番)

平日は子供の学校がありますし、市内ではないものの、宿泊すると家族に負担になるので、通いにしました。高校生だとお弁当ですし、親にお願いするとか、そういう面で、仕事をしながら子育てしている人は負担になると思いました。会社にも理解があれば休みもくれるけど、個人の会社では、1週間や2週間連続して休むことは難しいと思うので、選ばれる人も大変なのかなと思うことはありました。ただ、私自身は大丈夫でした。

(C社)

言いたいことがあったが言えなかったという経験をお持ちの方がいらっしゃれば、その経験をお話いただきたいと思います。

(1番)

そのようなことはありませんでした。

(7番)

あまり黙っていると, すぐどうですかと振られるので, そういうことはありませんでした。

(4番)

すごく話しやすい雰囲気を作ってくれたので, どんどん意見を言える状況で した。

(司会者)

裁判員の方々から直接質問をするケースはどのくらいあるのですか。

(裁判官)

なるべく多くの人に法廷で質問や尋問をしてもらった方がいいと思ってお話をしています。検察官と弁護人の尋問の後に休憩を設けて、その際に聴きたいことはないかどうか確認しています。誰かが聞いてくれると、その方に緊張したかどうか聞いて、大したことないと言ってくれると他の人も聞いてくれるので、最近は多くの方に聞いてもらっているのではないかと思います。一般の方の視点が出てくる場面だと思いますので、積極的に勧めています。

(司会者)

自分で直接聞いた方はいらっしゃいますか。

(8番)

私たちのときは、裁判員の皆さんが、じゃあそれは何番さん、あれは何番さんと誘導してくれたので、少なくとも一人が一つは質問する機会がありました。

(6番)

休憩の時に自分から、これが気になると言って、それでは質問してくださいという流れになることが多かったです。私がしゃべる機会が多過ぎて、他の人が静かになってしまったので、他の人が聞きたいことはないのかなと思いました。先ほど疑問に思ったことは言った方がいいと言ったのは、その経験からです。

(司会者)

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。